

「令和３年度倉敷市食品衛生監視指導計画（案）」の パブリックコメント集約結果

「令和３年度倉敷市食品衛生監視指導計画（案）」について、「倉敷市パブリックコメント
手続要綱（平成２１年１２月８日告示第６８３号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集
しました。その結果は次のとおりです。

記

１ 意見等の件数

０人 ０件

２ 意見を募集した案件

意見募集時の公開資料については、次ページ以降をご覧ください。

３ 今後の予定

令和３年３月１６日に生活衛生課ホームページにおいて令和３年度倉敷市食品衛生監視指
導計画を公表します。また、法第２４第４項の規定に基づき、内閣総理大臣（消費者庁長官
）及び厚生労働大臣あてに計画書を提出します。なお、本市に隣接する岡山県および岡山市
にも送付します。

４ 参考

意見募集期間 令和３年２月１日（月）～２月２６日（金）

（担当課）

倉敷市保健所 生活衛生課 上田

パブリックコメント要約版

1 案件名
令和3年度倉敷市食品衛生監視指導計画(案)
2 募集期間
令和3年2月1日(月)～2月26日(金)まで
3 趣旨
倉敷市では、平成16年度から毎年、食品衛生法に基づき食品衛生監視指導計画を策定し、市民・事業者の皆様に公表しています。 この計画では趣旨及び計画内容を事前に公表し、市民・事業者の皆様の意見を募集した上で策定することになっています。 そこで、令和3年度倉敷市食品衛生監視指導計画(案)をご覧いただき、皆様の意見をお聞かせください。
4 資料閲覧場所
市保健所1階生活衛生課、市役所本庁2階情報公開室、児島・玉島・水島支所の総務課、庄・茶屋町・真備の各支所市民課(係)、船穂支所市民税務係 (※ 土・日・祝日を除く 8時30分～17時15分)
5 提出方法
(1)意見を提出できる方 市内に住民票を有する方、市内に通勤または通学する方、市内に事務所または事業所を有する方、その他この案に関し利害関係を有する方 (2)提出方法 上記担当課に、直接持参、郵送、FAX、電子メール等で提出ください。 (※ 直接持参の場合は、土・日・祝日を除く 8時30分～17時15分) (3)提出書式 提出書式は特に定めておりませんが、件名、氏名、住所(団体の場合は名称及び所在地)及び連絡先を必ず明記してください。
6 問合せ先
倉敷市保健所 生活衛生課 〒710-0834 倉敷市笹沖170番地 電 話 086-434-9826 FAX 086-434-9833 E-mail hlthyg@city.kurashiki.okayama.jp

令和 3 年度
倉敷市食品衛生監視指導計画
(案)

倉敷市保健所

目 次

I	はじめに	p 1
II	計画の適用期間及び地域	p 1
	1 適用期間	
	2 適用地域	
III	監視指導の実施体制及び他機関との連携	p 2
	1 監視指導の実施体制	
	2 人材の養成及び資質の向上	
	3 試験検査体制の整備	
	4 連携体制の確保	
IV	令和3年度の重点監視指導事項	p 4
	1 食品衛生法の改正についての周知	
	2 HACCPに沿った衛生管理の導入推進	
	3 カンピロバクターによる食中毒予防対策	
V	監視指導の実施	p 6
	1 重点的に監視指導を実施する施設	
	2 食品供給行程（フードチェーン）を通じた監視指導	
	3 施設への立入検査	
	4 違反発見時の対応	
VI	食品等の検査	p 9
	1 収去検査	
	2 実態調査	
	3 違反発見時の対応	
VII	集中監視等の実施	p 11
	1 計画的監視	
	2 緊急監視	

VIII	食中毒等健康危害発生時の対応	 p 1 2
	1 食中毒発生時の対応	
	2 事件の公表	
	3 その他の事項	
IX	食品等事業者による自主的な衛生管理の推進	 p 1 3
	1 自主的な衛生管理の推進に対する支援	
	2 食品等事業者に対する自主回収等の報告義務の徹底	
	3 倉敷市食品衛生協会への助言	
X	情報提供、意見交換及び公表	 p 1 4
	1 監視指導計画策定に係る情報及び意見の交換	
	2 監視指導計画の実施状況の公表	
	3 広報活動	
	4 衛生教育の実施	
	5 意見交換会等の開催	
別紙	表 1 年間立入目標回数	 p 1 5
	表 2 食品群ごとの年間収去等検査件数	 p 1 6
	表 3 用語説明	 p 1 7

I はじめに

倉敷市（以下「市」という。）では、食品衛生法*（昭和22年法律第233号）第24条の規定及び「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、「令和3年度倉敷市食品衛生監視指導計画」（以下「監視指導計画」という。）を策定しました。この計画は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止するために、市が令和3年度に実施する監視指導に関する事項について定めたものです。策定にあたっては市の特性や全国的な食中毒事件の発生状況等を踏まえるとともに、市民の皆様や食品等事業者*のご意見も参考にいたしました。市ではこの計画に基づき、市民の皆様の食の安全を確保するよう取り組んでまいります。

II 計画の適用期間及び地域

1 適用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間

2 適用地域

倉敷市内全域

III 監視指導の実施体制及び他機関との連携

1 監視指導の実施体制

本計画に基づく監視指導実施のために、市保健所生活衛生課及び衛生検査課に、次の人員を配置します。各課においては、それぞれの役割分担のもと、情報交換や連携を密にし、食品等事業者*に対する監視指導や食品等の検査を行います。

(1) 生活衛生課

食品衛生監視員* 10名を配置し、主に次の役割を担います。

- ア 食品衛生に関する事業の企画
- イ 食品営業施設の許可等に係る検査及び指導
- ウ 食中毒、違反食品等に係る調査、危害の拡大防止及び再発防止対策
- エ 食品等事業者*及び市民への情報提供及び衛生講習会の実施
- オ 国や他自治体、庁内関係部局等との連絡調整

(2) 衛生検査課

検査担当員 8名を配置し、主に次の役割を担います。

- ア 収去に係る食品等の検査
- イ 食中毒（疑いを含む）等に係る検査

2 人材の養成及び資質の向上

(1) 研修会等への参加

監視指導に従事する食品衛生監視員*及び検査関係職員を学会、研修会等へ積極的に参加させ、最新の技術と知識の習得や情報収集を行うことにより、人材の養成及び資質の向上を図ります。

(2) 調査研究

日常業務の中から食品衛生に関するテーマを設定し、調査研究を行います。研究で得られた知見は効果的な監視指導に役立てます。また、研修会や学会で成果を発表することで、他の都道府県等と情報共有を図ります。

3 試験検査体制の整備

科学的根拠に基づく監視指導を行うには、衛生検査データによる裏づけが、迅速かつ適正に得られることが重要です。試験検査機関の技術向上のため検査担当員を技術研修へ積極的に参加させるとともに、信頼性確保のため内部精度管理、外部精度管理調査*を定期的実施します。さらに、検査機器の計画的更新及び導入に努めます。なお、一部の検査については登録検査機関に依頼します。

4 連携体制の確保

(1) 厚生労働省、消費者庁及び他の都道府県等との連携

広域流通食品及び輸入食品等の違反事例発見時、食品表示に関する違反事例発見時には、厚生労働省、消費者庁及び他の都道府県等と連携して適切に対応します。また、複数の自治体に関係する食中毒や食品等に係る重大事故の発生時には、食品衛生法*の規定に基づき厚生労働大臣が設置する広域連携協議会*に参加し、国及び関係自治体と協力して、原因の究明や被害拡大の防止等、迅速な対応を図ります。

対米輸出水産食品加工認定施設*及び対中国輸出水産食品登録施設*に対する監視指導等については、厚生労働省中国四国厚生局と連携して実施します。

(2) 「岡山県食の安全・食育推進会議」等との相互連携

食品の生産、加工（製造）及び流通する食品の安全確保を図り、県内食品関連産業の振興と安心できる消費生活の推進を図るとともに、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために県が設置した「岡山県食の安全・食育推進会議」に参画し、岡山県との緊密な連携を確保します。

(3) 庁内関係部局との連携

庁内の関係部局と監視項目ごとに次のとおり連携を図り、必要に応じて「倉敷市食の安全推進会議」を開催し、情報の共有等を図ります。

- ア 学校給食、保育所給食の監視指導：学校教育部及び子ども未来部
- イ 病院、社会福祉施設給食の監視指導：保健福祉局
- ウ 食品表示の指導：市民生活部

(4) 農林水産部局等との連携

生産段階に係る食品の安全性確保と適切な食品表示の実施のために、岡山県、岡山市及び市農林水産部と連携を図り、必要に応じて合同で監視指導等を行います。なお、市外で生産される食品の違反事例発見時には、当該都道府県等の食品衛生担当部局及び農林水産部局と連絡調整を行い、適切な対応を図ります。

また、必要に応じて農林水産省中国四国農政局等とも連携を図ります。

IV 令和3年度の重点監視指導事項

1 食品衛生法*の改正を受けた取り組み

我が国の食をとりまく環境の変化や国際化に対応することを目的として、平成30年6月13日に「食品衛生法*等の一部を改正する法律」が公布され、下記の7つのポイントについて改正が行われました。

- (1) 広域的な食中毒事案への対策強化
- (2) HACCP*に沿った衛生管理の制度化
- (3) 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集
- (4) 国際的な基準に沿った食品用器具、容器包装の衛生規制の整備
- (5) 営業許可制度の見直し、営業届出制度の新設
- (6) 自主回収情報の報告制度*の創設
- (7) 輸入食品の安全性確保、輸出食品関係事務に関する規定の創設

これらの改正ポイントについて、施設への監視指導時や講習会等を通じて、食品等事業者*に周知するよう努めます。

2 HACCP*に沿った衛生管理の導入促進

食品衛生法*の改正により、令和2年6月1日から、原則、製造から販売を行う全ての食品等事業者*は HACCP*に沿った衛生管理を導入するよう義務化されました。市では食品等事業者*が HACCP*を円滑に導入できるよう、周知及び導入支援を図ってきました。今年度も導入への取り組みを支援していきます。

(1) 食品等事業者*への指導・助言

窓口業務及び施設への立入時等の機会を通じて、食品等事業者*に HACCP*に沿った衛生管理を行っていくために必要な計画や記録等の作成について、各業界団体が作成した手引書に基づいて指導、助言を行います。

(2) ホームページ等を通じた情報提供

HACCP*に沿った衛生管理を普及、啓発するため、ホームページ及び広報誌等の媒体を通じて最新の情報を食品等事業者*に提供します。加えて、必要に応じて、食品等事業者*へチラシ、パンフレット等を送付し、情報を提供します。

(3) 講習会の開催

食品等事業者*の業種や規模に応じた講習会を市内各地で開催します。また、事業者や業界団体、大型商業施設の管理部門等が自主的に開催する講習会等に講師を派遣し、制度の周知及び導入に向けた指導、助言を行います。

(4) 専用相談窓口の設置

食品等事業者*からの相談については保健所の相談窓口に加えて、外部機関の専

用相談窓口を設置し対応します。

3 カンピロバクターによる食中毒予防対策

近年、カンピロバクターによる食中毒が全国的に多発しており、市内でも過去 5 年間で 3 件発生しています。この食中毒は、飲食店において生あるいは加熱不十分で提供された鶏肉が原因となる場合が多く、これらの提供方法は法的に規制されていません。そこで、下記の通り、予防対策を講じます。

(1) 飲食店への監視指導

生あるいは加熱不十分な鶏肉を提供している飲食店には食中毒の危険性について説明し、提供を控える、または中心部まで加熱して提供するよう指導します。

(2) 消費者に対する啓発

ホームページ及び広報誌等の媒体を通じて、鶏肉の生食および加熱不十分での喫食のリスクについて啓発します。特に、高齢者や子供など、食中毒に対して抵抗力が弱い方は喫食しないよう啓発します。

V 監視指導の実施

食品衛生法*（昭和22年法律第233号）、食品表示法*（平成25年法律第70号）、岡山県ふぐ処理等規制条例*（平成27年岡山県条例第57号）、岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例*（平成18年岡山県条例第79号）等の法令遵守を徹底させるため、以下のとおり監視指導を実施します。

1 重点的に監視指導を実施する施設

（1）大規模製造・調理施設

大規模製造施設及び弁当・仕出し料理・ホテル等の大規模調理施設については、一般的衛生管理の徹底を指導するとともに、HACCP*の導入を支援します。また、食品表示基準の遵守を指導します。

（2）集団給食施設

病院、学校、福祉施設等の給食施設については、大量調理施設衛生管理マニュアル*に基づいた衛生管理が行われているか確認し、指導、助言を行います。

特に、ノロウイルスによる食中毒予防のための衛生管理（従業員の健康管理、手洗いの励行、調理器具の適切な消毒方法等）について積極的に指導します。

（3）対米輸出水産食品加工認定施設*

認定を受けた施設については、事業者自身が行う内部検証とそれに基づく改善状況について、重点的に監視します。また、監視指導結果を定期的に厚生労働省中国四国厚生局へ報告します。

2 食品供給行程*（フードチェーン）を通じた監視指導

食品の安全性を確保するためには、農林水産物及び畜産物の生産から販売に至る食品供給行程*（フードチェーン）の各段階において、安全性を確保するための措置が適切に講じられることが重要であることから、食品供給行程*ごとに下表のとおり監視指導を行います。

食品供給行程*ごとの重点監視項目

食品供給行程*	指導事項
原材料の採取及び受入	・ 原材料に関する情報（農薬、動物用医薬品の使用実態等）の入手 ・ 残留農薬、動物用医薬品等の検査実施等による原材料の安全性確保 ・ 卵選別包装施設*における新鮮な正常卵の受け入れ
製造、調理及び加工	・ 遺伝子組換え食品*やアレルギー*及び食品添加物を含む食品に関する適切な表示のための使用原材料の点検及び確認の徹底 ・ 製品の期限設定の一覧とその根拠が工場等に備え付けてあるか、不適切な期限表示がないか記録等を確認 ・ 食品添加物の使用方法が適切であるか確認 ・ 異物の混入防止対策の徹底 ・ 低温保管等の温度管理の徹底 ・ 微生物汚染及び増殖防止の徹底 ・ 加熱調理の徹底 ・ 記録の作成及び保存の推進 ・ 卵選別包装施設*における汚卵、軟卵及び破卵の選別等検卵の徹底 ・ 野生鳥獣肉処理施設における衛生的な解体処理 ・ 生食用鮮魚介類の衛生管理の徹底 ・ 生食用野菜・果実等の衛生管理の徹底
貯蔵、運搬及び販売	・ 適正な温度管理、衛生的な取扱いの徹底 ・ 有毒魚介類及び植物等の排除の徹底

3 施設への立入検査

市内で製造・販売される食品の流通の広域性、規模、製造品目等を考慮し、食品取扱施設を各業種・施設ごとにA、B、C、D、Eの5段階にランク分けし、別紙表1のとおり年間監視指導目標回数を設定しました。A、B、Cランクについては大規模施設を対象とし、下表のとおり項目ごとに設定した配点の合計点数によりランク分けをしました。

なお、当該立入回数は原則的なものであり、食中毒等の食品事故等が発生した場合は、特に回数を制限することなく状況に応じて対応します。

分類の基準

項目	配点	項目	配点
対米輸出水産食品の製造施設である	10	製造数又は提供食数が5,000個/日以上もしくは350食/回又は700食/日以上である	10
食品衛生法*に基づく規格基準*が定められた食品を製造している	10	衛生規範*が定められた食品を製造している	10
管外流通がある	10	製造業である	10
過去3年以内に行政処分を受けている	10	その他必要と認めるとき	10

分類の基準によるランク分けおよび目標立入回数

ランク	基準点数	目標立入回数
A	50点以上	2回/年
B	30点以上	1回/年
C	30点未満	1回/2年

4 違反発見時の対応

- (1) 立入検査の結果、法令等に規定する施設基準、食品の製造基準等の違反を発見した場合には、直ちに改善指導を行います。なお、違反が軽微であって直ちに改善が図られるもの以外の違反については、書面（改善命令書等）により改善指導を行います。
- (2) 違反食品等を発見した場合には、当該食品等が販売され、又は営業上使用されることがないように指導を行い、速やかに廃棄、回収等の措置を講じさせます。また、必要に応じて営業停止等、法の規定に基づく処分を行います。
- (3) 法令等に基づき処分を行った場合には、原則として違反した者の氏名、対象食品、対象施設等を公表します。また、その処分に違反した場合も同様とします。
- (4) 違反の内容が極めて悪質な事例については告発を行います。

VI 食品等の検査

1 収去検査*

不適切な食品等の流通を防止し、食品等の安全を確保するため、規格基準*及び衛生規範*を踏まえ、市内で生産、製造、加工、販売される食品等を対象に別紙表2の計画に基づき収去検査*を実施します。なお、収去検査*の実施に当たっては次の事項に留意して行います。

- (1) 市内で生産、製造、加工等される食品等の収去検査*については、過去の収去検査*結果及び当該施設における衛生管理状況等を踏まえて実施します。
- (2) 輸入食品を含む広域流通食品等の収去検査*については、大規模販売店等の食品の流通拠点において実施します。
- (3) 細菌等が繁殖しやすい夏季や短期間に多種多様の食品が流通する年末年始等、季節に応じた食品の特性等を踏まえ、収去検査*を実施します。
- (4) 残留農薬等の収去検査*については、地場農産品及び冷凍食品で実施します。
- (5) 収去到当時は、違反発見時の対応が可能となるよう、生産地、生産者、製造者等に関する情報を確認します。
- (6) 食品表示の記載がある製品の収去到当時は、表示が適正になされているか確認します。

2 実態調査

アレルギー*を含む可能性のある加工食品において、表示が義務づけられている品目（小麦、乳、卵、そば、落花生（ピーナッツ）、えび、かに）を対象に、表示に係る不備等がないか確認するために実施します。

3 違反発見時の対応

- (1) 収去検査*の結果、違反を発見した場合は、原因究明を行うとともに、当該食品等を収去した事業者等に対して、当該食品等が販売され、又は営業上使用されることがないように指導を行い、速やかに廃棄、回収等の措置を講じさせます。また、必要に応じて営業停止等、法の規定に基づく処分を行います。
- (2) 当該違反者が製造、加工等を行う食品等の検査が継続的に必要であると判断した場合は、検査命令*を行います。
- (3) 違反食品等が市外で製造、加工等されている場合は、当該都道府県等の食品衛生担当部局と連絡調整を行い、当該違反食品等が流通することのないよう適切な措置を講じます。
- (4) 法令等に基づき処分を行った場合は、原則として違反した者の氏名、対象食品、対象施設等を公表します。また、その処分に違反した場合も同様とします。

- (5) 違反の内容が極めて悪質な事例については告発を行います。
- (6) 再発防止に向けた指導を行います。

VII 集中監視等の実施

1 計画的監視

食中毒が多発する夏期及び食品流通が増加する年末等、集中的に監視指導を実施することが効果的な時期に、下表のとおり計画的な集中監視を実施します。

集中監視等の年間計画

実施期間	業務名	内容
4～7月	集団給食施設の集中監視	学校及び保育園等の給食施設を対象に、大量調理施設の衛生管理マニュアルに準じて指導を実施。
7～8月	食品、食品添加物等の夏期集中監視	食中毒が発生しやすい夏期（7～8月）に、食品の収去検査*や監視指導等を強化することにより、営業施設における食品の衛生的な取扱い、食品添加物の適正使用、適正な表示の実施を推進し、違反食品等の流通防止に努める。
8月	食品衛生月間事業	厚生労働省が食品衛生月間と定めている8月に、倉敷市食品衛生協会と合同で、集中的な広報活動及び巡回指導により食品衛生思想の普及啓発活動を実施。
11～12月	食品、食品添加物等の年末集中監視	多種類の食品の流通が短期間に集中的に増加する年末（11～12月）に、食品の収去検査*や監視指導等を強化することにより、営業施設における食品の衛生的な取扱い、食品添加物の適正使用、適正な表示の実施を推進し、違反食品等の流通防止に努める。
通年	ノロウイルス食中毒防止のための監視	旅館・ホテル、病院及び福祉施設等を対象に、ノロウイルスによる食中毒防止のための監視指導を実施。
通年	生食用鶏肉提供施設の監視	生食用の鶏肉を提供している施設を対象に、カンピロバクター等の微生物による食中毒防止のための監視指導を実施。

2 緊急監視

特定の違反事例が頻発する等、食品衛生に係る問題が発生し、全国一斉に同一の事項を対象とした監視指導の実施が必要な場合は、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえて監視指導を実施します。また、他の都道府県等から違反食品等の発見の通報があった場合や市民等から相談が寄せられた場合は、原因施設に対し監視指導を実施します。

VIII 食中毒等健康危害発生時の対応

1 食中毒発生時の対応

- (1) 「倉敷市健康危機管理対策規程」及び「倉敷市食中毒対策要領」に基づき、食中毒発生時には関係部局と連携し、迅速かつ的確な調査を実施します。
- (2) 大規模食中毒の発生時には、必要に応じて岡山県、岡山市及び厚生労働省等に調査及び検査の応援を求めます。また広域的な食中毒事案発生時には、広域連携協議会*を活用し、食中毒の原因調査及びその結果に関する情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、食中毒患者等の広域にわたる発生またはその拡大防止のために必要な対策について協議します。
- (3) 初動調査においては、病原微生物だけでなく、化学物質が病因物質である可能性を考慮します。
- (4) 再発防止策に資するため、汚染源の遡り調査等を積極的に実施し、原因究明を図ります。

2 事件の公表

被害拡大防止等のために、原則として食中毒事件情報は公表します。また、食品等事業者*及び市民に対して、食中毒発生状況等に関する情報を提供し、食中毒予防の啓発に努めます。

3 その他の事項

腸管出血性大腸菌及びノロウイルスによる食中毒等の発生に迅速に対応するため、これらによる感染症の発生情報を常に把握し、適切に対応します。

IX 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進

1 自主的な衛生管理の推進に対する支援

- (1) 食品等事業者*が食品安全に係る人材を養成し、資質の向上を図る目的で自ら開催する衛生講習会に、依頼に応じて講師を派遣します。
- (2) 違反食品等発見時及び食中毒等発生時の原因究明及び被害拡大防止を図るため、「食品等事業者*の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）」に基づき、食品の製造販売等に係る記録の作成、保管の推進を図ります。
- (3) 大量調理施設衛生管理マニュアル*に基づき、仕出し、弁当店、旅館、ホテル等の大量調理施設及び病院、社会福祉施設等の集団給食施設について、自主的な衛生管理の推進を図ります。

2 食品等事業者*に対する自主回収等の報告義務の徹底

- (1) 食品等事業者*に対し、製造、輸入、加工又は販売した食品等が人の健康に悪影響を及ぼす可能性があるため自主的な回収に着手した場合、その旨を報告するよう徹底します。
- (2) 自主回収を行った食品等事業者*に対し、当該報告に係る回収が終了した場合、速やかにその旨を報告するよう徹底します。
- (3) 食品等事業者*に対し、消費者等から、製造、輸入、加工又は販売した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の通常とは異なる相談であって、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合、その旨を速やかに報告するよう徹底します。

3 倉敷市食品衛生協会への助言

食品等事業者*による自主的な衛生管理の推進と衛生思想の普及を目的とした団体である倉敷市食品衛生協会に対して、次の事項について重点的に助言します。

- (1) 食品衛生責任者養成講習会*の実施
- (2) 地域に根ざした食品衛生指導員*活動の促進
- (3) 食品等の自主検査の促進
- (4) 食品衛生優秀店制度の促進
- (5) HACCP に沿った衛生管理の普及啓発を支援

X 情報提供、意見交換及び公表

1 監視指導計画策定に係る情報及び意見の交換

監視指導計画の策定に当たっては、その案の段階において、市ホームページ、広報紙等により情報提供を行い、市民からの意見を求めます。また、必要に応じて、愛育委員会、栄養改善協議会、食品衛生協会等で構成される倉敷市保健所運営協議会や市内の消費者団体である消費生活学級等の各種団体と意見交換を行います。寄せられた意見をもとに案を再度検討後、食品衛生監視指導計画を策定し、公表します。

2 監視指導計画の実施状況の公表

本計画で実施した立入検査及び収去検査^{*}の状況及び結果の概要は、令和4年6月末までに公表します。公表は市ホームページ等に掲載することにより行います。

3 広報活動

食中毒その他の危害の発生を防止するための衛生知識について、市ホームページや広報紙への掲載等により情報提供を行います。

4 衛生教育の実施

食品の衛生的な取扱い等について、市民及び食品等事業者^{*}に向けた衛生講習会を実施します。

5 意見交換会等の開催

食品の安全・安心について、意見交換会等を開催します。

表 1 年間立入目標回数

ランク	年間立入 目標回数 (※ 1)	食品取扱施設 (業種・施設)	施設数 (※ 3)	年間監視 予定数
A (※ 2)	2 回以上/ 年	菓子製造業、乳処理業、魚肉練り製品製造業、 食品の冷凍又は冷蔵業、食肉製品製造業、そう ざい製造業、など大規模施設	2 0	4 0
B (※ 2)	1 回以上/ 年	集団給食施設 (病院)、飲食店営業 (弁当・ 仕出し料理・ホテル)、菓子製造業、食肉製品 製造業、乳酸菌飲料製造業、食用油脂製造 業、醤油製造業、めん類製造業、そうざい製造 業、食品添加物製造業、清涼飲料水製造業、 漬物製造業など上記ランク以外の大規模施設	1 5 4	1 5 4
C (※ 2)	1 回以上/ 2 年	集団給食施設 (学校、社会福祉施設等)、 そうざい製造業、食品添加物製造業など上記ラン ク以外の大規模施設	1 3 7	6 9
D	1 回以上/ 3 年	集団給食施設 (保育園、社会福祉施設等)、 菓子製造業、アイスクリーム類製造業、酒類製造 業、豆腐製造業、納豆製造業、冰雪製造業、魚 介類せり売営業、卵選別包装施設 * (G P セン ター) など上記ランク以外の施設	1, 0 3 7	3 4 6
E	1 回以上/ 6 年	飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、食肉 販売業、魚介類販売業、その他許可不要業種 など上記ランク以外の施設	9, 1 9 1	1, 5 3 1
合計			1 0, 5 3 9	2, 1 4 0

※ 1 食中毒、違反事例の発生又は食品衛生上の管理が不十分である場合等、緊急又は集中的に監視指導を実施すべき施設については、上限を設けることなく、立入を実施する場合がある。

※ 2 A、B、C ランクの施設については、大規模施設に限る。

大規模施設とは、原則として製造数又は提供食数が 5, 0 0 0 個/日以上もしくは 3 5 0 食/回又は 7 0 0 食/日以上、の製造加工施設をいう。その規模と製造品目等を考慮して分類の基準により A ～ C に区分している。

※ 3 施設数は令和 2 年 1 2 月 3 1 日現在の数。

表 2 食品群ごとの年間収去等検査件数

区分	主な食品	検査項目	検査予定数
収去 検査	清涼飲料水・果実酒	微生物、理化学	2 6
	食肉製品（ハム、ソーセージ等）	微生物、理化学	2 5
	魚肉ねり製品（ちくわ、かまぼこ等）	微生物、理化学	3 3
	生食用鮮魚介類・魚介類加工品	微生物、理化学	5
	生かき	微生物、理化学	2
	生あん	微生物、理化学	4
	とうふ・あげ等	微生物	2 0
	冷凍食品	微生物、理化学	3 4
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	微生物、理化学	5
	牛乳・乳製品・乳飲料等	微生物、理化学	3 4
	乳酸菌飲料・発酵乳	微生物、理化学	1 1
	アイスクリーム類	微生物、理化学	7
	めん類	微生物、理化学	4 0
	弁当・そうざい等	微生物、理化学	1 1 6
	集団給食施設等保存食	微生物	2 6 0
	野菜・果物類	理化学	4 2
	漬物	微生物、理化学	2 0
	菓子類・ジャム	微生物、理化学	6 3
	調味料	理化学	1 0
	その他（ふきとり）	微生物	6 0
	小 計		8 1 7
実態 調査	加工食品	アレルギー*	5
	小 計		5
合 計			8 2 2
その他食中毒に関する緊急検査等			適宜

※ 収去等検査予定数について

- 1 収去等検査は、基本的に監視の際に必要と認める場合に実施するものであり、予定が変更となる場合がある。
- 2 収去等検査には、輸入食品を含む。

表 3 用語説明（５０音順）

用語	説明
アレルギー	食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち、食物抗原に対する免疫学的防御反応によるものを食物アレルギーと呼び、その原因となる物質のことをアレルゲンという。免疫学的防御反応とは、体の中に異物（抗原）が入ってくると、これに対して防御しようとする働きにより抗体がつくられ、異物（抗原）に対する抵抗性を獲得する反応である。アレルギー体質の人では、ある物質に過敏に反応して、血圧低下、呼吸困難又は意識障害など、様々な症状が引き起こされる。 食品表示法では、アレルゲンとして表示を義務づけているものが卵、乳、小麦、そば、落花生（ピーナッツ）、えび、かにの７品目、指導により表示を推奨されているものがいか、いくら、オレンジなど２１品目ある。
遺伝子組換え食品	遺伝子組換え技術（組換え DNA 技術）を利用して栽培した作物や、その作物を原料として使った食品。 現在、食品表示法では、農産物として、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね等８種、加工食品として３３食品群について、遺伝子組換えである旨の表示を義務づけている。
衛生規範	弁当・そうざい、洋生菓子、漬物、生めん類の５種類の食品について、微生物の制御を中心に原材料の受け入れから製品の販売までの工程全般における衛生的な取扱い等を、厚生労働省が通知により示した指針のこと。
岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例	平成１８年１２月２６日に制定された岡山県条例。「健康危害情報の調査等」、「健康危害情報の公表」等が規定されている。
岡山県ふぐ処理等規制条例	平成２７年１０月６日に制定された岡山県条例。平成２８年４月１日より施行された。 これまでの条例（岡山県ふぐ調理等規制条例）では、ふぐの除毒処理に加え調理を行う場合も規制の対象としていたが、この条例では除毒処理を行う場合のみを規制の対象とし、処理済みのふぐについては資格がなくても調理できるようになった。
外部精度管理調査	食品衛生検査の検査精度の維持向上や信頼性確保を図るために行う、外部の検査機関による調査。
規格基準	食品衛生法で定められている、特定の食品及び食品添加物についての基準。食品から検出されてはいけない微生物や食品添加物の純度などを定めた規格と、食品の製造方法や保存方法・食品添加物の使用方法などを定めた基準とがある。
検査命令	食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認められる時に、法に基づき、書面をもって行政が製造者に対して行政又は登録検査機関での食品検査を受けるよう命じること。
広域連携協議会	平成３０年６月１３日に公布された食品衛生法の一部改正により、複数の都道府県等が関係する広域的な食中毒事案発生時に、適切に原因調査、情報共有等の対応が行われるよう、広域連携協議会を設けることとなった。監視指導の実施に当たっての連絡及び連携体制を平常時から整備し、広域的な食中毒事案発生時には、食中毒の原因調査及びその結果に関する必要な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図り、食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大を防止するために必要な対策について協議する。

用語	説明
自主回収情報の報告制度	平成３０年６月１３日に公布された食品衛生法の一部改正により、事業者が食品等の自主回収を行う場合に行政への届出を義務付ける制度が創設された。食品等の自主回収情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止することを目的としている。
収去検査	食品衛生法第２８条第１項に基づいて、事業者などから無償で食品などの提供を受け、行政が実施する検査のこと。 成分規格、汚染指標菌、食中毒菌などの微生物検査と食品添加物、残留農薬などの理化学検査を実施している。
食品衛生監視員	食品衛生法に基づく食品営業施設の立入検査、食品や食品添加物などの収去及び食品衛生に関する指導などを職務とする公務員のこと。
食品衛生指導員	食品衛生に関する業界の自主活動を目的として活動する食品関係営業者。（公社）日本食品衛生協会（及びその支部）が行う食品衛生指導員養成教育の課程を修了した者から、協会長及び支部長が委嘱する。
食品衛生責任者養成講習会	食品衛生責任者を養成する衛生講習会のこと。食品衛生の向上に関する最新の知識等を習得するため、倉敷市食品衛生法施行条例において、責任者は原則として初任時に受講することと規定されている。
食品衛生法	食品の安全性を確保するため必要な規制を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とした法律。
食品供給行程（フードチェーン）	生産段階、製造・加工段階、流通段階、小売段階などに分けられる食品の生産から販売に至る一連の行程のこと。
食品等事業者	食品や食品添加物、器具や容器などを製造したり、輸入したり、販売したりする事業者のこと。
食品表示法	食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保することを目的として平成２７年４月１日に施行された法律。これまで食品衛生法、ＪＡＳ法及び健康増進法で個々に定めていた食品表示に関する規定を統合して食品表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。
対中国輸出水産食品登録施設	中国向け輸出水産食品を最終加工または最終保管する施設で、中国政府が定める衛生要件を満たし、中国政府に施設の登録が承認された施設。 輸出にあたり、輸出国の食品衛生上の権限を有する行政機関が発行する衛生証明書の添付が求められる。
対米輸出水産食品加工認定施設	水産食品を米国に輸出する際の製造・加工施設の衛生管理基準を満たしていることを認定された施設。都道府県等衛生主管部（局）長が指名食品衛生監視員の書類審査および現地調査結果に基づき地方厚生局の了解を得たうえで認定する。
大量調理施設衛生管理マニュアル	腸管出血性大腸菌（Ｏ-157）を原因とする食中毒の多発を受け、平成９年に旧厚生省が大量調理施設（１日７５０食又は一度の調理数が３００食を超える施設）を対象として定めたマニュアル。適切な管理を推進するため改正が随時行われている。

用語	説明
卵選別包装施設 (G Pセンター)	鶏卵を集め、洗卵、選別、検査、包装し、出荷する施設。Grading and Packaging Center の略。
H A C C P (ハサップ)	日本語で「危害分析重要管理点方式」と訳される食品の衛生管理システムのこと。Hazard Analysis and Critical Control Point の略。 事業者が、食中毒菌汚染等の危害要因を把握したうえで、原材料の入荷から製品の出荷にいたる全工程の中で危害要因を除去又は低減させるために、特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする国際的に認められた衛生管理の手法。 国連食糧農業機関と世界保健機関の合同機関である食品規格（コーデックス）委員会から発表され、各国にその採用が推奨されている。